

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมตามคุณค่าของโครงการ (Merit-based Incentives)
เพื่อพัฒนาความสามารถในการแข่งขัน

ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 21/2564 และ ที่ 22/2564

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 21/2564 号および第 22/2564 号に基づく
競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives) の申請

投資委員会布告第 21/2564 号および第 22/2564 号に基づく競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives) の行使基準の下で投資奨励を効率化かつ明確化するべく、

投資委員会事務局は、仏暦 2561 年 (2018 年) 7 月 6 日付投資委員会事務局説明書、件名「投資委員会布告第 2/2557 号に基づくメリットによる追加恩典 (Merit-based incentives) の申請」を廃止し、本説明書に差し替える。

第 1 項 競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives) の申請手続き

1.1 グループ A におけるメリットによる追加恩典の申請者は「競争力向上のためのメリットによる追加恩典の申請書 (F PA PP 37)」を提出すること。「投資奨励申請書」と同時に提出してもよい。その後提出してもよい。

その後提出する場合には、追加恩典申請書の提出日時時点で第 31 条に基づく法人所得税免除恩典期間および法人所得税免除額が残っていること。

同措置の下で、法人所得税免除恩典期間を取得するグループ A1 または A2 プロジェクトの場合、第 35(1) 条に基づく「投資による純利益を対象として法人所得税を通常税率の 50%減税する」恩典は付与されない。

1.2 グループ B におけるメリットによる追加恩典の申請者は「競争力向上のためのメリットによる追加恩典の申請書 (F PA PP 37)」を「投資奨励申請書」と同時に提出すること。

1.3 追加恩典を申請するための実行計画について委員会の承認を得ること。委員会の承認後に実行計画の重要な内容を変更・修正する場合は、実行する前にプロジェクト変更を申請し、承認を得ること。

1.4 競争力向上のための投資額または費用の、総売上に対する比率を検討する際には、追加恩典を申請するプロジェクトのみからの総売上を検討する。

1.5 第 1.3 項で述べた実行計画に基づく投資について、法人所得税免除額を計算するための投資額または費用の計算については、以下の通りである。

ケース	基準
1.5.1 技術・人材開発基金への支援の場合 (本説明書の 2.2 に基づく)	
グループ A	プロジェクトは、追加恩典申請日より基金支援計画を開始し、 <u>通常の基準に基づき付与される法人所得税免除恩典および免除額の終了前までに、完了させること。</u>
グループ B	<u>プロジェクトは、事業による収入が発生した日より 1 年以内に基金支援計画を完了させること。</u>

グループ B で、実際の売上が予測を上回る場合、投資委員会事務局（以下、事務局）は 3 年目の会計年度終了日より 1 年以内に基準を満たすために追加投資・支出を許可する。但し、追加分は法人所得税免除の対象とならない。

一方で、実際の売上が予測より下回り、売上に対する基金への寄付金の比率が結果として高くなる場合、事務局は、高くなった比率で恩典を要求することは認めない。但し、申請者は実際の事業成果に応じた恩典を享受するためにプロジェクトの修正を申請することができる。

1.5.2 その他のケース

グループ A 及び グループ B	－ <u>追加恩典期間を含めた法人所得税免除期間中に</u>、承認された計画を完了させること。 － 追加恩典申請書の別紙を提出後に発声した <u>追加恩典期間を含めた法人所得税免除期間中に</u>、追加恩典申請日より発生した投資額または費用のみ算入する。
------------------------	--

1.6 最初の 3 年間の売上とは、最初の収入が発生した日からの 3 年間の売上、または最初の通期の収入が発生した年度から始まる 3 会計年度の売上を意味する。

第 2 項 追加恩典申請の対象となる投資額および費用の内容

2.1 技術およびイノベーションの研究開発

2.1.1 タイ国内で、自社で研究開発を行うか、または、他社に外注する場合は、基礎産業の研究、応用研究、試験的開発、エンジニアリングデザイン、電子設計で、その詳細は以下の通りとする。

- (1) 経済的価値を有する新しい知識の検証、また既存の知識の進展を目的とする実務上または理論上の活動
- (2) 基礎知識活用のための研究
- (3) フォーミュラの開発またはエンジニアリングデザイン、電子設計の応用
- (4) 新製品および新工程の選択肢を発見、評価するための実験
- (5) エンジニアリングデザイン、電子設計、建設、プロトタイプの実験、ダミー、開発キット
- (6) 製品のプロトタイプ開発
- (7) パイロットプラント、パイロット生産工程の開発
- (8) 製品試作またはパイロット生産工程開発の結果として得られた、新製品または新しい生産工程の欠陥を解決するための技術的活動
- (9) 製品試作またはパイロット生産工程開発の結果として得られた、新しい生産工程の製品の研究開発に直接関係するエンジニアリング、機械の設置業務
- (10) 製品試作またはパイロット生産工程開発の結果として得られた、新製品の生産または新しい生産工程向けのエンジニアリングデザインや電子設計
- (11) 新しい素材、工具、製品、生産工程、システム、サービスを開発する目的あるいは、従来品、既存の生産工程の改善を目的とする知識の利用

- (12) 技術、装置、ソフトウェアの変更を含む機能および用途の顕著な改善、または新製品や新サービスの創造につながる、製品やサービスのイノベーション活動

2.1.2 研究開発に対する投資または支出は以下の通りとする。

(1) 給与、月給

- － 研究者、研究助手、技術者、実験分析者、プロジェクトの専門家、また提案された研究開発プロジェクトに従事するその他の人員の給与または月給。上記に満たない資格や知識であっても、同研究開発プロジェクトのために特別に訓練された人員の給与も含む。
- － コンサルタントの雇用費用、研究開発プロジェクトの実施に使用する専門サービスを利用するための費用。ただし、器具・機材の機能の実演サービスにかかる費用を除く。

なお、給与および月給とは歳入法第 40(1) 条に基づく福利厚生費を含むこととする。

(2) 器具・機材の費用

- － 研究開発プロジェクトに使用される器具・機材の調達、購入支出。日常使用される器具・機材を除く。
- － 研究開発プロジェクトに使用される器具・機材の改善、修理、校正の費用や、実験または試験目的で、器具・機材を改造する場合のエンジニアリング費用。

(3) 実験室用の建物の建設、改修、修理の費用

(4) サンプルや製品の分析、試験等、実験サービスの費用

(5) 研究開発用の材料、必要資材の費用

(6) 研究開発に直接携わるタイ人スタッフが、国内外での研修またはセミナーに参加するための費用。交通費は、飛行機の場合はエコノミークラスの実費。食事代、宿泊料、日当を除く。

(7) タイ国内における研究開発の外注費用。研究開発の外注先は国税局長官の布告、件名：研究開発者リストに基づき認可された研究開発者リストに掲載されていること。

(8) 研究開発に使用される知的財産権の取得費またはライセンス料

(9) 国内外における研究開発成果の保護申請費用。ただし、顧問料および知的財産権保護の年次更新料を除く。

(10) 以上の項目において計上できない次の研究開発プロジェクトのその他直接経費

- － 特許の検索、研究データベース利用料、研究専門誌の購読費等、研究のための情報収集費用
- － フリーランスサービス提供事業主への謝礼(顧問料の支払いや設計図への署名による証明の支払いを伴う場合は、本人の個人所得納税の証明を添付すること)
- － ソフトウェアライセンスまたは著作権の使用料
- － ソフトウェアの追加されたファンクションの費用
- － 実験、現場試験、サンプル採取、データ収集のための外注費用
- － 研究開発プロジェクト向けマーケティング調査、経済調査の外注費用
- － 実験農場、実験農園、実験室の賃貸料

2.1.3 海外の機関と共同研究開発の場合

- (1) 第 2.1.1 項において指定される研究開発範囲内であること。タイ国内においても一部の研究開発活動を行うこと。
- (2) 追加恩典を申請対象となる投資または支出は第 2.1.2 項に指定された内容であること。該当プロジェクトの費用のみを算入する。
- (3) 当該プロジェクトは、研究開発に従事するタイ人スタッフの 50%以上は海外の研究開発プロジェクトに勤務すること。

2.2 委員会による承認を得た、国内の技術・人材開発基金、そして国内の教育機関、専門訓練センター、研究機関、科学技術分野の政府機関への支援は以下の支出項目を対象とする。

- (1) 技術・人材開発基金への資金援助
- (2) 国内の教育機関、専門訓練センター、研究機関、科学技術分野の政府機関に対し、研究開発またはその他の技能、技術、イノベーションの向上活動向けの資金や、器具・機材提供の支出
- (3) タレントモビリティプロジェクトのように、公的教育機関又は研究機関からの科学・技術・イノベーション人材が、民間セクターにおいて、研究開発、技術的な問題解決、標準化の検証、および技術管理分野で働くことを推進するための支出
- (4) 教育機関、研究機関または政府機関によるワクチンおよび/または薬品の研究開発プロジェクトへの資金援助

2.3 科学技術分野を学んでいる学生を対象とする、投資委員会事務局が同意した、技術・イノベーションスキル開発のためのトレーニングまたは職業訓練の実施は以下の費用項目を対象とする。

職業統合学習プログラム (WiL)、デュアル職業教育プログラム、協同教育プログラム、または同等のその他プログラムに準じた、科学技術分野を学んでいる学生を対象とする技術・イノベーションスキル開発のためのトレーニングまたは職業訓練の実施費用

2.3.1 対象となる教育機関または研究機関との協力プログラムは、科学技術に関連する職業と統合された教育を行うこと、または働きながらの職業教育もしくは高等教育で学習をすることが必須。

(1) 職業統合学習プログラム (WiL) は、産業部門のニーズを満たすコンピテンシーを有する人材を育成するための教育プロジェクト職業訓練または学士レベル (higher education level) における科学・技術・イノベーション分野の人材育成プロジェクトである。国家科学技術開発局 (NSTDA) または高等教育科学研究イノベーション省 (MHESI) が同意した、工場での学校という形で教育機関での勉強に加えて企業で働くことを統合することとし、学生は課程通りの期間でトレーニングを受ける。

(2) デュアル職業教育プログラムは、カリキュラムの編成、学習、評価において教育機関と企業、国営企業、または政府機関との間の合意による職業教育を行うことであり、学生が教育機関で時間の一部を過ごし、企業で実践的な授業を受ける。尚、企業における職業訓練期間は、各レベルでの教育管理の半分以上でなければならない。つまり、タイ教育省職業教育局 (OVEC) の基準に従い、職業

高等レベルの職業訓練期間は1年6か月以上、高等専門レベルの職業訓練期間は1年以上でなければならない。

(3) 協同職業統合教育プログラム (Cooperative and Work Integrated Education Program 略称 CWIE) は、実習・能力向上に主眼をおく教育概念に基づき、学生に、高等教育機関で学びながら、同時に、企業の現場で実践する機会を提供するものである。これにより学生が、労働市場のニーズに見合う能力を備え、卒業後業務をスムーズに開始する準備を整えられることにつながる。同モデルは、高等教育機関と企業間の協力 (University-workplace Engagement) の下で、高等教育科学研究イノベーション省 (MHESI) 事務次官室の定めた実行基準およびプログラム品質保証に基づき、学生の企業での勤務期間合計が16人週 (Man-week) 以上でなければならない。

2.3.2 協力計画の詳細は以下の通りである。

職業訓練のために学生を受け入れる協力計画を提出し、計画に以下の詳細を記載すること。

- (1) 協力する教育機関、学部、学科の名称
- (2) 職業訓練に受け入れる学生の人数および職業統合教育の担当教師の準備
- (3) 授業のカリキュラムおよび実践的な実習の説明
- (4) プロジェクトの期間および実施計画

2.3.3 基本合意書 (MOU) または協力契約の詳細は以下の通りである。

職業訓練のために学生を受け入れることに関する、企業と教育機関間の基本合意書 (MOU) もしくは協力契約、または職業統合学習プロジェクト (WiL) における企業と国立科学技術開発庁 (NSTDA) または国家高等教育科学研究イノベーション政策議会事務局 (NXPO) との間の協力契約もしくは何らかの証明を提出しなければならない。

2.4 知的財産の取得費用および／または国内で開発された技術の商業化に必要となるライセンス料

商業化または商品開発・商品化することを目的として タイ国籍者またはタイ国籍者が登録資本金の51%以上出資した法人および政府機関の研究成果からの技術の権利譲渡契約または技術移転のための契約により発生された料金を意味する。これらの研究成果は特許、著作権、トレードシークレット、植物特許、地理的表示など知的財産法に基づき承認されたものでなければならない。なお、法人所得税免除期間中に発生した費用のみとする。

2.5 高度技術トレーニング (Advanced Technology Training)

2.5.1 追加恩典の対象とするトレーニングは下記の1つ以上の条件に当てはまるものでなければならない。

- (1) 日常業務上のトレーニングではなく、追加恩典を申請した事業の技術およびイノベーション開発に直接関連する高度技術のトレーニングでなければならない。これにはタイ人従業員向けの、ビッグデータ分析や人工知能など、高度なコンピューター使用スキルのトレーニングが含まれる。

(2) タイ人従業員への技術移転を目的とする (1) の高度技術トレーニングでなければならない。また得られる知識は追加恩典の申請者の特定事業活動において最新のものでなければならない。

(3) (1) の高度技術トレーニングであり、各産業におけるタイ人起業家またはタイ人従業員の研究開発または製品の品質向上を実施する上で必要な特別技能の開発につながるものでなければならない。

2.5.2 追加恩典を申請できる高度技術トレーニングの投資、支出はタイ人従業員のトレーニングに実際に発生した投資または支出であり、社内外、国内外で行われるトレーニング参加にかかる交通費(飛行機の場合はエコノミークラスの航空券の実費)を含むが、食事や宿泊費、日当を除く。

2.6 原材料または部品のローカルサプライヤー（タイ資本比率 51%以上）の開発

2.6.1 原材料または部品のローカルサプライヤーの開発については、登録資本金のタイ資本比率が 51%以上の企業でなければならない。

2.6.2 高度技術トレーニングを提供する場合、トレーニングの内容および、投資または支出については 2.5 に準ずること。

2.6.3 技術支援 (Technical Assistance) の提供については

製品または製造工程の開発または改善、生産効率の向上、製品水準の向上、研究開発のための実験施設の設置、製品の品質管理及び分析や品質テスト、技術データのサポートまたは技術上の問題解決を意味する。対象とする支出は以下の通りとする。

(1) 技術顧問サービスにかかる支出

(2) 顧問、専門家、技術者など技術人員の支援にかかる支出

(3) 製品水準の向上に発生する支出

(4) 原材料または部品のローカルサプライヤーの技能・技術開発向けの工具、機器、原材料、部品の手配にかかる支出

2.7 委員会が同意した製品およびパッケージのデザイン

2.7.1 製品およびパッケージのデザイン

新しい物の創出、従来之物に、異なる機能や新しい実用を追加するなどの改善を含め、工程を計画し、構成物を選び、端整で美しい外観を実現する要素を組み合わせ、対象にあった製品またはパッケージの形態を創り出すことを意味する。主なデザイン工程は以下の通りとする。

(1) 市場調査または消費者調査、デザイン研究または可能性調査またはシステムチックな情報分析からコンセプトの創出

(2) 製品またはパッケージの理想的な特徴を考慮に入れ、ビジネスの目的とデザインの目的とのバランスをとった上で、デザイン仕様に合う定義を決定し問題を提起

(3) モデルおよびプロトタイプ（試作品）の開発、デザインの実施、品質の試験

(4) 製品やパッケージの量産前準備として、デザインを納入

2.7.2 製品およびパッケージのデザインに発生する投資または支出は以下の通りとする。

- (1) 追加恩典を申請するプロジェクトのデザイナーの給与または賃金。デザインワークの支援人員を含む
- (2) 外部委託するデザイナーの外注費用。タイ国籍者またはタイ内資法人が登録資本金の 51%以上を保有する法人であること。
- (3) デザインの工程に関連する専門家やコンサルタントの雇い入れ費用
- (4) データベースやデザインブック等、デザインワーク向け情報収集費用
- (5) デザイン工程向け情報収集目的の調査または外注による調査費用
- (6) デザイン工程に使用される工具や機器の費用
- (7) デザイン工程に必要な材料および資材の代金
- (8) 適切な数量におけるデザイン工程を確認するための製品見本の代金
- (9) プロトタイプ（試作品）開発費用。同開発に従事する人員の賃金を含む。
- (10) 国内外で実施される、デザインやデザインマネジメントなど関連テーマの最新知識に関する研修、セミナーへの参加費用、渡航費（飛行機の場合はエコノミークラスの航空券の実費）を含むが、食事や宿泊費、日当を除く。
- (11) 国内外における研究開発成果の知的財産権保護申請に発生する費用。ただし、顧問料および知的財産権保護の年次手数料を除く。
- (12) 実験室使用料金、実験費用、現場での実証実験、サンプル採取、実験データ収集費用など、原材料の品質、材料、製品の試験費用。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2565 年（2022 年）5 月 24 日